

公立大学法人秋田公立美術大学理事会規程

平成25年4月1日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学定款（以下「定款」という。）第13条第1項に規定する理事会（以下「理事会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務代理)

第2条 定款第15条第1項に規定する議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、構成員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(構成員以外の者の出席)

第3条 定款第15条第4項の規定により理事会に出席する監事は、議決に加わる権利を有しない。

2 理事会が必要と認めるときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第4条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第5条 理事会の庶務は、事務局において処理する。

(委員会)

第6条 理事会は、必要に応じて、理事会の下部組織として委員会を置くことができる。

2 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。